

徳島県選挙管理委員会告示第五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年六月十四日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七一、二九一人
鳴門	一六、〇〇三人
小松島・勝浦	一一、四五七人
阿南	二〇、〇四九人
吉野川	一一、三八二人
阿波	一〇、三一五人
美馬	一〇、四四八人
三好第一	七、一一一人
名西	八、六二〇人
那賀	二、三〇九人
海部	五、六一四人
板野	二七、二九二人
三好第二	三、九五一人